

記念物の 保護のしくみ

文化庁文化財部記念物課

抄



文化財は、
わが国の長い歴史の中で
生まれ、育まれ、
そして今日まで
守り伝えられてきた
貴重なわたしたちの財産です。



近年、各地で伝えられてきた文化財を

地域の自治体や住民が主体的に保存し、

日常生活の中に活かそうとする動きが活発になっていきます。

それは、わたしたちの歴史と文化が地域によって多様であり、

地域の文化財が独自の価値を持っていることを

再発見しようとする動きにほかなりません。

記念物課では、地下に埋もれた（埋蔵文化財）、

古墳などの遺跡や庭園のような名勝地、

動植物や地質鉱物等の（記念物）のほか、

新たに文化財として加えられた（文化的景観）など、

さまざまな文化財をいかにして次世代へ伝えるか、

また現在の人々の暮らしにどのように活かすかを

地域の人々とともに考え、実践しています。

このパンフレットは、

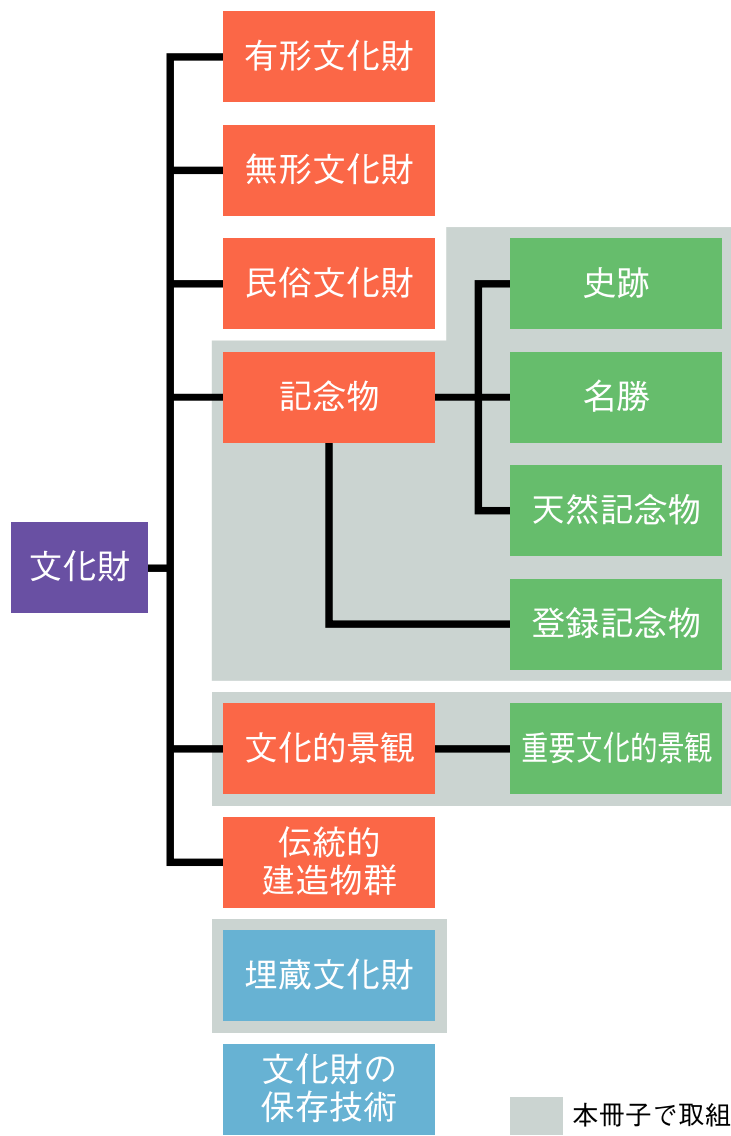
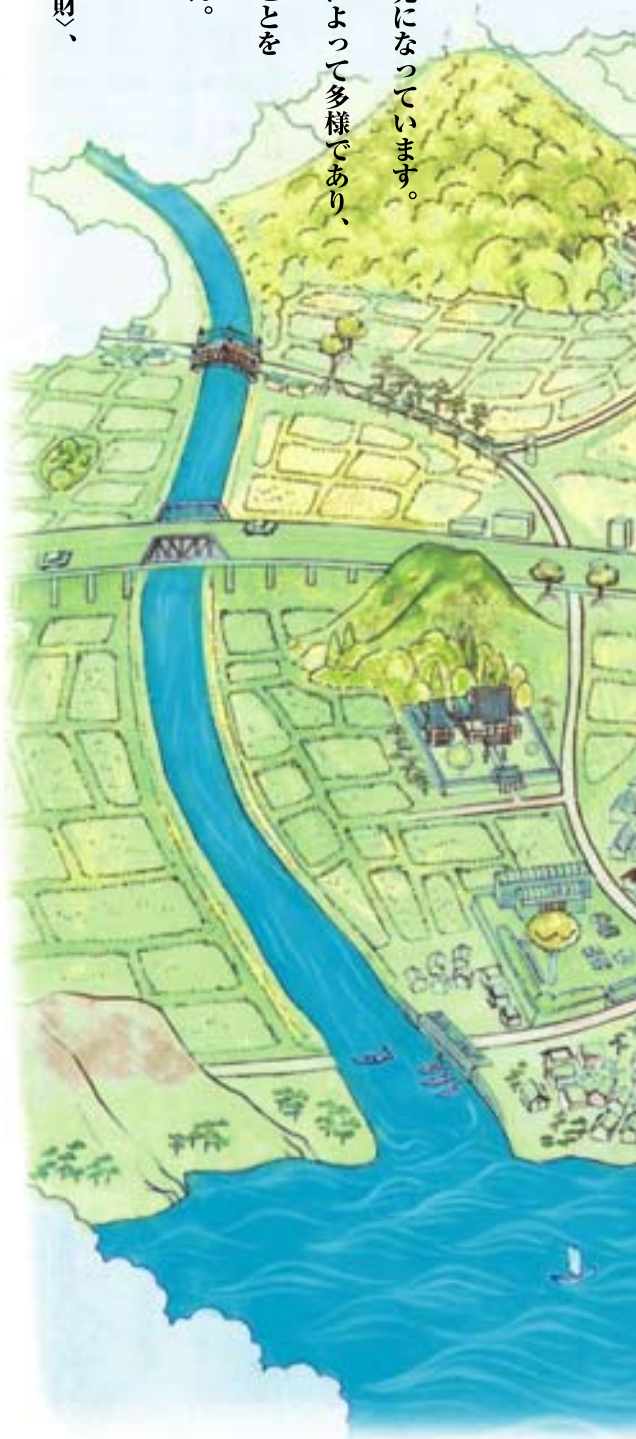
そうしたわたしたちの仕事の一端を紹介し、

文化財に対する理解を

深めていただくとともに、

より一層の保護に向けて、

みなさんとともに歩んでいけることを願ってつくりました。



記念物

記念物って何だろっ？

記念物とは、以下の文化財の総称です。（文化財保護法第二条）

- ① 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの
- ② 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの
- ③ 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの

文部科学大臣は、これらの記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（「史跡名勝天然記念物」と総称）に指定し、そのうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（「特別史跡名勝天然記念物」と総称）に指定します。（文化財保護法第百九条）

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- ① 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- ② 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- ③ 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- ④ 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- ⑤ 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- ⑥ 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- ⑦ 墳墓及び碑
- ⑧ 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- ⑨ 外国及び外国人に関する遺跡

●特別史跡
史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの

名勝

左に掲げるもののうち我が国の優れた国土美として欠くことができないものであつて、その自然的なものにおいては、風景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、人文的あるいは学術的価値のあるいは学術的価値の高いもの

- ① 公園、庭園
- ② 橋梁、築堤
- ③ 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- ④ 鳥獣、魚虫など棲息する場所
- ⑤ 岩石、洞穴
- ⑥ 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- ⑦ 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- ⑧ 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- ⑨ 火山、温泉
- ⑩ 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- ⑪ 展望地点

●特別名勝
名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの

- ① 動物
- ② 植物
- ③ 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- ④ 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- ⑤ 自然環境における特有の動物又は動物群集
- ⑥ 日本に特有な畜養動物
- ⑦ 家畜以外の動物で海外より我が国に移植され現時野性状態にある著名なもの及びその棲息地
- ⑧ 特に貴重な動物の標本

- ① 名木、巨木、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- ② 代表的原始林、稀有の森林植物相
- ③ 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- ④ 代表的な原野植物群落
- ⑤ 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの
- ⑥ 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- ⑦ 洞穴に自生する植物群落
- ⑧ 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- ⑨ 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- ⑩ 著しい植物分布の限界地
- ⑪ 著しい栽培植物の自生地
- ⑫ 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

- ① 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- ② 地層の整合及び不整合
- ③ 地層の褶曲及び衝上
- ④ 生物の働きによる地質現象
- ⑤ 地震断層など地塊運動に関する現象
- ⑥ 洞穴
- ⑦ 岩石の組織
- ⑧ 温泉並びにその沈殿物
- ⑨ 風化並びに侵食に関する現象
- ⑩ 硫黄孔及び火山活動によるもの
- ⑪ 氷雪霜の営力による現象
- ⑫ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

●特別天然記念物
天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

名勝



史跡及び特別名勝 龍安寺方丈庭園
[京都府京都市]



史跡



史跡 津島遺跡 [岡山県岡山市]



史跡 松代城跡附新御殿跡 [長野県長野市]



史跡 心合寺山古墳 [大阪府八尾市]

記念物の保護

発見・保存から整備・活用まで

記念物を史跡名勝天然記念物に指定し、適切に保存し、親しめるものとして整備・活用するまでには、おおむね下の図のようなプロセスをたどります。

一般的に記念物が各種の調査を経て発見され、史跡名勝天然記念物に指定され、整備や活用が行われるまでには長い期間を要します。その間に、記念物が本来もっている価値を十分に引き出すためには、適切で明確な目標や理念を定め、段階を経て体系的な手順を踏むことが大切です。

発見・調査

記念物の文化財としての価値や範囲を明らかにするために綿密な調査を行い、重要なものを選択します。

保存

選択した記念物を、文化財保護法に基づいて史跡名勝天然記念物に指定し、保存のためのさまざまな措置を行います。

整備・活用

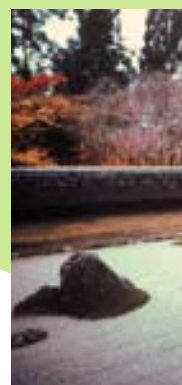
保存された記念物の価値を次世代へと確実に伝え、さらに現代生活にも活かすために、各地でいろいろな取組が行われています。



名勝 三保松原 [静岡県静岡市] と
特別名勝 富士山 [山梨県・静岡県]



特別天然記念物 コウノトリ [兵庫県豊岡市]



天然記念物



特別天然記念物 三春滝ザクラ [福島県三春町]



天然記念物 小笠原南島の沈水カルスト地形 [東京都小笠原村]

登録記念物

平成八年の文化財保護法の改正により、指定制度を補完するものとして、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる登録制度が導入されました。登録制度は有形文化財のうち建造物について先行導入されましたが、今日、地域開発の進展や生活様式の急激な変化に伴い残存することが困難な状況にあり、保存及び活用のための措置が特に必要とされる近代の文化財が多数存在しています。

これらは文化財として一定の価値は認められるものの評価が定着しておらず、直ちに既存の指定制度による指定を行うことは困難であるが、放置しておくこと消滅等の可能性が高いことから、平成十七年の文化財保護法の改正により、記念物にも登録制度を拡充しました。

記念物の登録については、「文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行ったものを含む。）以外の記念物（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。」（文化財保護法第百三十二条）と定めています。

この文化財登録原簿に登録された記念物を「登録記念物」といいます。



名勝地関係 四十島（ターナー島）【愛媛県松山市】



遺跡関係、名勝地関係 牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡）【東京都練馬区】



名勝地関係 鶴舞公園〔愛知県名古屋市〕



名勝地関係 沈壁の滝〔大分県豊後大野市〕

政治、経済、文化、社会に関する遺跡その他の遺跡（史跡及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として近代までのものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの 一 我が国の歴史を理解する上で重要なもの 二 地域の歴史の特徴を表しているもの 三 歴史上の人物等に関するもの	公園、庭園その他の名勝地（名勝及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として人文的なものにあつては造成後五十年を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの 一 造園文化の発展に寄与しているもの 二 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの 三 再現することが容易でないもの	動物、植物及び地質鉱物（天然記念物及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、国土の成り立ち、自然の特徴又は人と自然の関わりを知る上で重要なものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの 一 我が国において作り出された飼養動物及び飼育地 二 我が国において作り出された栽培植物及び生育地 三 動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石の標本 四 前三号に掲げるものの以外の地域独特の自然物又は自然現象
---	---	---

登録記念物登録基準

（平成十七年三月二十八日

文部科学省告示第四十六号）



動物、植物及び地質鉱物関係 禅寺丸柿〔神奈川県川崎市〕



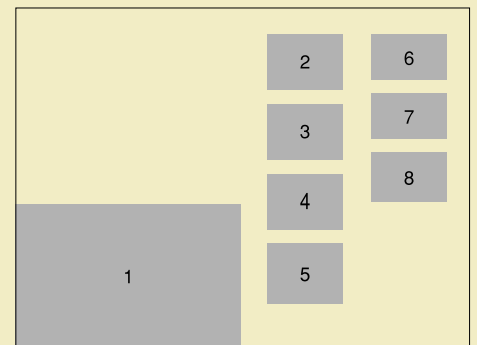
名勝地関係 大濠公園〔福岡県福岡市〕



このパンフレットに関するご意見やご質問は、
文化庁文化財部記念物課までお願いします。

文化庁文化財部記念物課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
TEL 03-5253-4111 (文部科学省代表)
<http://www.bunka.go.jp> 平成22年3月作成



- 1 復旧整備された琉球王家の池泉回遊式庭園。
特別名勝 識名園〔沖縄県那覇市〕
- 2 墳丘と葺石を復元整備した上円下方墳。
史跡 武蔵府中熊野神社古墳〔東京都府中市〕
- 3 面積及び構成種類とも我が国最大規模を有するマングローブ林。
天然記念物 仲間川天然保護区域〔沖縄県竹富町〕
- 4 日本近代を代表する炭坑跡。
史跡 三井三池炭鉱跡（万田坑跡）〔熊本県荒尾市〕
- 5 近世初期を代表する寺院庭園。
特別史跡及び特別名勝 醍醐寺三宝院庭園
〔京都府京都市〕
- 6 人工繁殖により生まれた稚魚とその親。絶滅が危惧されている淡水魚。
天然記念物 ネコギギ〔三重県いなべ市〕
- 7 海に臨み、たくさんの小さな棚田が織りなす美しい風景。
名勝 白米の千枚田〔石川県輪島市〕
- 8 修復された荘厳な雲気風の王陵。
史跡 浦添城跡〔沖縄県浦添市〕